○経済産業省告示第二十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十六年経済産業省告示第四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十六年二月七日

経済産業大臣　茂木　敏充

災害名	地域		指定の期間
平成二十五年台風二十六号による災害	東京都	大島町	平成二十五年十月十六日から平成二十六年五月十四日まで
	千葉県	茂原市	
		成田市	
		我孫子市	
		富津市	

○国土交通省告示第百十六号

大分空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　大分空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　大分空港内及びその周辺　大分県国東市

四　変更した事項（変更前の事項については、昭和六十三年運輸省告示第四百四十一号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯（簡易式）の項光度の欄中「二万五千カンデラ」を「二万二千カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年二月七日

○海上保安庁告示第十四号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中「PC 219216　いせゆき　やえづき」を「PC 216　いせゆき」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年二月十日から施行する。

○関東地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第百三十八号線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都足立区興野一丁目及び本木二丁目地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
下関市豊浦町大字川棚字石橋六九二〇番三から同市豊浦町大字川棚字古川六九四五番一まで	前	八・〇〇～一四・〇〇	〇・二一二
	後	一二・〇〇～一八・〇〇	〇・二一二

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二　号	三原市長谷三丁目四六七番一から同市長谷三丁目四九〇番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月七日

○中国地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
広島市安佐北区可部南一丁目一八番三から同市安佐北区大林町字台六二三番一まで	前	八・二五～一八・四〇	三四・〇〇～一二・〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	八・二五～一八・四〇	三四・〇〇～一二・〇〇	
	B	八・七九五～八・六〇七		
	A	八・七九五～八・六〇七		

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号	広島市安佐北区可部町大字下町屋字馬通一四四番一から同市安佐北区大林町字浜ケ谷九〇六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月八日